

第21回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年2月20日(水) 午後3時50分から午後4時55分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (5) 非農地通知の決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦労さまです。

本総会の出席委員は15名で定足数に達しておりますので会議は成立いたします。それでは、ただいまから第21回矢板市農業委員会総会を開催いたします。

議 長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、7番山口委員、10番大森委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、7番山口委員、10番大森委員を議事録署名委員とします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第4班、班長8番 佐藤委員にお願いします。

8番佐藤委員

本日、午前10時から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法3条4件、5条4件、非農地証明2件、非農地通知1件の計11件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしくお願いたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、3番福田委員にお願いいたします。

3番福田委員

3番福田です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現在りんごの木が実際植えてあり、きれいに管理されていますので、なんら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、8番佐藤委員にお願いいたします。

8番佐藤委員

8番佐藤です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

南側が雑種地、東側が山林、北側に雑種地、西側は本人所有の宅地です。周りの農地に与える影響はないと思いますので、なんら問題はないと思います。

議 長

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、3番福田委員にお願いいたします。

3番福田委員

3番福田です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

田区は30アールくらいですが、真ん中の10アールほどを購入します。現在も田として利用しており、なんら問題無いと見てきました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、3番福田委員にお願いいたします。

3番福田委員

3番福田です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

国道4号線の工事で売却したのですが、使用しなかった為買い戻すそうです。現在は耕作されておらず草が伸びていますが、本人が買い戻しを希望しているようなので問題無いと見て参りました。皆様の慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第4号について質疑意見等求めます。

14番渡邊南正委員

議案3号ですが、今までも田ということですが、なぜ財務局が持っているのでしょうか。

事務局

昭和23年頃に物納と書かれています。ですので、使用はしていたが今回正式に払い下げするという事です。

5番石塚委員

その時に国と町で契約があつて作られていたのですかね。

事務局 本来でしたらその通りなのですが、矢板市が正式に財務省と契約を結んでいる案件は泉地区で1件のみです。

土地改良したときに大蔵省の土地があったので換地して、申請人が作っていたのを今回正式に払い下げということです。

議長 原案のとおり決定してよろしいかお諮り致します。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 続いて、付議事件(3) 議案第5号から第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 (議案書により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、8番佐藤委員にお願いいたします。

8番佐藤委員 8番佐藤です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

周りの農地はありませんので、宅地化されることで周りへの影響はないと思います。加えて市役所から近距離のため転用原則許可の場所ですのでやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議長 次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、3番福田委員にお願いいたします。

3番福田委員 3番福田です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

君島委員が麦を作って綺麗になっている畑ですが平成33年3月いっぱいまでの一時転用ということでやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いいたします。

議長 次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、8番佐藤委員にお願いいたします。

8番佐藤委員 8番佐藤です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

既に周りに農地はございませんので申請地が宅地化されることで農地への影響はないと見て参りましたので、慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、12番町野委員にお願いいたします。

12番町野委員

12番町野です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

東側山林、西側道路、南側原野、北側山林ということで、周りの農地に対してなんら問題ないと見て参りました。

メガソーラー設置のための工事用ヤードで期間は15ヶ月だそうですしやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いいたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第5号から第8号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(4) 議案第9号から第10号非農地証明願いに係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、12番町野委員にお願いいたします。

12番町野委員

12番町野です。現地案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この場所は第一種住居地域に指定されていますので致し方ないのかなと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第10号の現地調査の詳細な報告を、12番町野委員にお願いいたします。

12番町野委員

12番町野です。現地案内図の10ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現在は篠等が生えていて管理出来る状況ではないですし、申請事由のとおり20年前から管理されてないそうなのでやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第9号から第10号について、質疑意見等を求めます。

- 5番石塚委員 第9号議案ですが、申請事由に昭和42年に転用許可を得たと書いてありますが、その後野放しにしていたことは許されるのか確認したいです。
- 事務局 本来であれば地目が変わったのであれば速やかに登記をしていただくのが本当です。
許可後何ヶ月の内に登記しなければならないという決まりもあります。
- 5番石塚委員 最近今回のような案件が多いので、農業委員会としてペナルティを科すとかできないのでしょうか。
- 事務局 それは確認してお答えします。
- 5番石塚委員 しいて言えば農地転用したらすぐに地目変更して、あくまでも農業委員会では田じゃなくて宅地とか雑種地に地目変更しておくのがいいと思います。
- 事務局 農業委員会の農地台帳には既に載ってません。転用許可が出た段階で農地台帳からは削除します。今回の申請地は宅地課税されていますが登記をしなかったが為に法務局で地目が田として残ってしまったということなんです。
- 議長 他に無ければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
続いて、付議事件(5)議案第11号非農地通知の決定について議題に供します。
- 議長 では、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (議案書により事務局説明)
- 議長 事務局の説明が終わりました。
次に議案第11号の現地調査の詳細な報告を、8番佐藤委員にお願いいたします。
- 8番佐藤委員 8番佐藤です。現地案内図の11ページをご覧ください。
【申請地の位置を説明】
現地まで分け入ることは出来ませんでした。付近までは行けました。事務局からの説明では航空写真上、杉の木が植わっており70年くらいの巨木になっておりますし、どこまでが畑でどこからが山林か分からない程です。慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは、議案第11号について、質疑・意見等を求めます。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(6)議案第12号から第23号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項により、4番君島委員の退室を求めます。

(4番君島委員退室)

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第12号から第23号について、質疑・意見等を求めます。

議 長

無ければ異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第12号から第23号が終了しましたので、4番君島委員の入室を求めます。

議 長

続いて、付議事件(6)議案第24号から第25号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第24号から第25号について、質疑・意見等を求めます。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・平成31年度農業委員会活動予定表（案）について
- ・就農相談について
- ・農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出について

議長

ただいまの事務局の説明について質問があれば挙手願います。
無ければ以上持ちまして、第21回農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

ハ 木澤 寛夫

議事録署名委員

山口 栄一

議事録署名委員

大森 克則